

「建設業許可申請の手引き」の改正について

令和7年2月
奈良県 建設産業課

主な改正点

- 1 建設業法等の改正(令和7年2月1日付施行分)を踏まえ、以下の点につき改正を行いました。

金額要件	改正前	改正後
特定建設業許可を要する下 請代金の下限	4,500 万円 (建築一式 7,000 万円)	5,000 万円 (建築一式 8,000 万円)
専任の監理技術者等を要す る請負代金額の下限	4,000 万円 (建築一式 8,000 万円)	4,500 万円 (建築一式 9,000 万円)

- 2 申請等に添付する証明書で「〇〇か月以内のもの」としているもの(「登記されていないことの証明書」「身分証明書」「金融機関発行の残高証明書」等)について、有効期間を整理して記載しました。